

# 子ども家庭福祉分野の資格・資質向上 について(案)

子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの資格を創設するうえでは、以下の考え方を基本とする。

## ①子ども家庭福祉分野の専門性を共通に担保する仕組みとして資格を創設すること

- 子ども家庭福祉は、自ら意見表明することが難しい子どもへの支援、家庭全体を捉えた虐待予防、親子分離を伴う保護などの介入的ソーシャルワーク、といった専門性が必要とされる分野。
- 既存のソーシャルワークの資格の養成課程ではこうした分野の学びが十分でないため、これをしっかりと学ぶ場を設けることとあわせ、その専門性を客観的に担保する仕組みが必要。
- これらの専門性を、全国どこの地域でも共通に担保する必要があるため、法律（児童福祉法）に根拠を持つ資格とすることが適当。

## ②現場で支援に従事する職員の意欲や専門性向上につながる仕組みとすること

- 児童相談所の児童福祉司は5割が勤続年数3年未満（令和2年4月1日現在）であるなど、人材の確保・定着が喫緊の課題。子ども家庭福祉分野への就職を希望する学生や、日夜現場で支援に従事する現任者の意欲を喚起することが重要。
- 国として統一の資格を付与することにより、自治体・民間機関等による採用の枠組みに位置付けやすくなる、採用後の人事・キャリアパスを資格と紐付けて構築できるようになる、処遇改善の根拠になるといったメリットが想定され、そのことが職員の意欲や専門性の向上につながるようにする。

## ③都道府県（児童相談所）、市区町村、民間の児童福祉施設など、幅広い活躍の場があること（P5参考資料参照）

- 家庭的養育の推進や、虐待予防、家庭支援の強化に伴い、児童相談所のみならず、市区町村の虐待相談対応部門、乳児院や児童養護施設等のファミリーソーシャルワーカー、児童家庭支援センター、保育所などの幅広い職場においてソーシャルワークの重要性が増してきている。
- 資格制度は、このような子ども家庭福祉分野全体の動きを踏まえて、多様な職場におけるソーシャルワーカーの活躍を後押しできるものとする。

## ④学生や既に現場で働いている社会人等、多様な人材が取得できる資格とすること

- 多くの有資格者を現場に配置していくためには、子ども家庭福祉分野への就職を希望する学生が資格を取得できるようにすることと、児童相談所や民間施設等の現任者が業務と両立しながら資格を取得できるようにすることが必要。
- 「①大学で専門課程を修了して取得するコース」、「②社会人が実務経験を基礎として①よりも短縮した課程を修了して取得するコース」など、多様な人材が資格を取得できる設計とする。こうした資格取得ルート設計にあたっては、養成校の対応可能性を十分に考慮して検討する。

## ⑤既存の資格との関係に留意して制度設計すること

- 既存のソーシャルワークに関する資格である社会福祉士・精神保健福祉士は、養成課程に共通の科目を設定し、ソーシャルワークの共通基盤を担保できるようにしている。
- 子ども家庭福祉分野の資格についても、ソーシャルワークの共通基盤は担保する必要があるため、養成課程の検討にあたっては社会福祉士・精神保健福祉士養成課程との整合性に留意する。

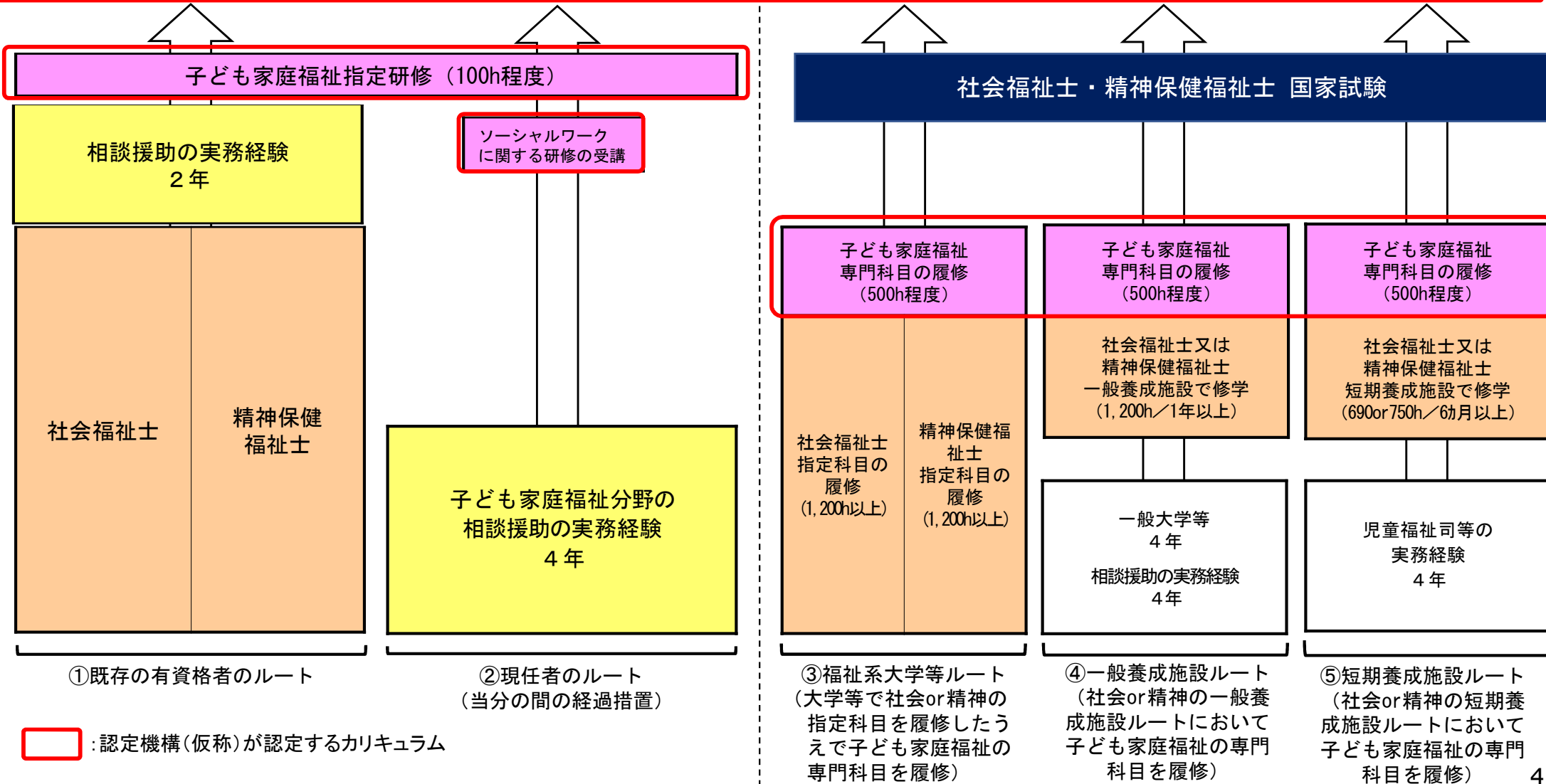
## 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の制度の骨格(案)

- 子ども家庭福祉分野の新たな資格の制度設計は、ソーシャルワークの共通基盤を担保した上で子ども家庭福祉分野の専門性を身につけた人材を養成する観点から、原則として、子ども家庭福祉分野に関する上乘せの教育課程・研修課程を修めた社会福祉士・精神保健福祉士が認定される仕組みとしてはどうか。(子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称))
  - ただし、特に児童福祉司について新たな資格の取得が望まれるところ、児童福祉司のうち社会福祉士又は精神保健福祉士の有資格者は4割強である現状を考慮し、当分の間は、子ども家庭福祉分野で4年以上実務経験のある者は社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得しなくとも子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)を取得できることとしてはどうか。
- 新たな資格の取得者の資質を全国共通に担保するために、認定の仕組みは以下のとおりとしてはどうか。
  - カリキュラムの質を担保する観点から、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間の認定機構(仮称)が、個々の養成校が実施する子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の教育課程や、職能団体等が実施する研修課程を認定する仕組みとする。
    - (厚生労働大臣が定める基準に定める事項(主なもの))
    - ・教育課程に上乘せする科目は、母子保健と小児医療、子どもの発達、子どもの権利などの内容が含まれるものとし、座学と演習・実習で構成する。
    - ・教育課程に上乘せする科目の時間数は全体で500時間程度が確保されるものとする。
    - ・各科目の単位を認定するうえで期末試験等を実施することにより、修了者の質を客観的に担保できるようにする。
    - ・職能団体等が実施する研修課程は、教育課程との内容の整合性を図りつつ、100時間程度が確保されるものとする。
  - 認定機構(仮称)については、客観性を担保する観点から、養成校団体及び職能団体から独立した団体とする。
  - 教育課程・研修課程を修了した者は、認定機構(仮称)から子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)として認定されるものとする。
- 上記の教育課程・研修課程を経て認定された子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置付け、その教育課程等については、同法に基づくものとして厚生労働大臣が定めてはどうか。その他、児童福祉司の任用要件を踏襲している市区町村子ども家庭総合支援拠点の「子ども家庭支援員」及び「虐待対応専門員」の任用要件にも追加する等、資格取得者に対して制度上の位置付けを与えてはどうか。
- 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の現場への任用が進むよう、例えば児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み(おおむね5年の実務経験⇒おおむね3年の実務経験)など、施設等に配置するインセンティブについても検討する。
- なお、職能団体において、新たな資格を取得した者が実務経験を積みながら受講する専門的な研修課程についても検討されているところであるが、例えば、当該研修を受講した者は一種の上級資格として認定し、例えば児童相談所のスーパーバイザーとして任用することが望ましい等の考え方を児童相談所運営指針等に位置付けて任用を促すことも考えられるのではないか。

# 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)の養成課程のイメージ

- 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)は、原則として上乘せの教育課程を修めた社会福祉士・精神保健福祉士が認定される仕組みであり、以下の場合に取得。
  - ・既にいずれかの資格を有している者が、子どもを含めた相談援助の実務経験(2年以上)を積み、職能団体等が実施する指定研修を修了した場合(①)
  - ・社会福祉士or精神保健福祉士の養成課程において子ども家庭福祉専門科目を上乘せで履修したうえで、社会福祉士or精神保健福祉士の国家試験に合格した場合(③~⑤)
- 児童福祉司等が子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)を取得することによる資質向上が重要であるところ、現状では児童福祉司のうち社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を保有している者は4割強であり、有資格者でないと資格を取得できないこととすると、現存する約6割の無資格者にとって有効な資質向上策となり得ない。このため、当分の間、子ども家庭福祉分野で4年以上実務経験のある者は、職能団体等が実施する指定研修及びソーシャルワーク等に関する研修を修了した場合、社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得しなくとも指定研修を修了することで取得可能とする。(②)

## 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)



①既存の有資格者のルート

②現任者のルート  
(当分の間の経過措置)

③福祉系大学等ルート  
(大学等で社会or精神の  
指定科目を履修したう  
えて子ども家庭福祉の  
専門科目を履修)

④一般養成施設ルート  
(社会or精神の一般養  
成施設ルートにおいて  
子ども家庭福祉の専門  
科目を履修)

⑤短期養成施設ルート  
(社会or精神の短期養  
成施設ルートにおいて  
子ども家庭福祉の専門  
科目を履修)

     : 認定機構(仮称)が認定するカリキュラム

## 子ども家庭福祉専門科目のイメージ

○ 下記は委員会での議論に資するために、子ども家庭福祉専門科目（P4の③～⑤ルートに対応）の構成を現時点のおおまかなイメージとしてお示しするもの。  
 ※ カリキュラムの詳細は施行までの間に有識者による検討委員会等を立ち上げて検討されるのが通常であり、子ども家庭福祉専門科目についても同様の流れを想定している。

上乗せ課程	子ども家庭に関する科目	(児) 母子保健と小児医療の基礎	児童	30	500h程度
		(児) 児童発達心理	児童	30	
		(児) 児童虐待ソーシャルワークと子どもの権利	児童	30	
		(児) 社会的養護	児童	30	
		(児) 学校とソーシャルワーク	児童	30	
		(児) 教育の基礎的理解に関する科目	児童	30	
		(精) 精神医学と精神医療 ▲	精神	60	
		(精) 現代の精神保健の課題と支援 ▲	精神	60	
		(児) 演習 ※	児童	30	
		(児) 実習指導 ※	児童	60	
		(児) 実習 ※	児童	120	

上乗せ課程	子ども家庭に関する科目	(児) 母子保健と小児医療の基礎	児童	30	500h程度
		(児) 児童発達心理	児童	30	
		(児) 児童虐待ソーシャルワークと子どもの権利	児童	30	
		(児) 社会的養護	児童	30	
		(児) 学校とソーシャルワーク	児童	30	
		(児) 教育の基礎的理解に関する科目	児童	30	
		(社) 児童・家庭福祉 △	社会	30	
		(社) 貧困に対する支援 △	社会	30	
		(社) 福祉サービスの組織と経営 △	社会	30	
		(社) 保健医療と福祉 △	社会	30	
		(児) 演習 ※	児童	30	
(児) 実習指導 ※	児童	60			
(児) 実習 ※	児童	120			

社会福祉士養成課程	社会福祉士専門科目	(社) ソーシャルワークの基盤と専門職	社会	30
		(社) ソーシャルワークの理論と方法	社会	60
		(社) 福祉サービスの組織と経営 △	社会	30
		(社) 高齢者福祉	社会	30
		(社) 児童・家庭福祉 △	社会	30
		(社) 貧困に対する支援 △	社会	30
		(社) 保健医療と福祉 △	社会	30
		(社) ソーシャルワーク演習 ※	社会	120
		(社) ソーシャルワーク実習指導 ※	社会	90
		(社) ソーシャルワーク実習 ※	社会	240
	小計			690
	共通科目	(共) 医学概論	共通	30
		(共) 心理学と心理的支援	共通	30
		(共) 社会学と社会システム	共通	30
		(共) ソーシャルワークの基盤と専門職	共通	30
		(共) ソーシャルワークの理論と方法	共通	60
		(共) 社会福祉調査の基礎	共通	30
		(共) 社会福祉の原理と政策	共通	60
		(共) 社会保障	共通	60
		(共) 権利擁護を支える法制度	共通	30
(共) 地域福祉と包括的支援体制		共通	60	
(共) 障害者福祉	共通	30		
(共) 刑事司法と福祉	共通	30		
(共) ソーシャルワーク演習	共通	30		
小計			510	

精神保健福祉士養成課程	精神保健福祉士専門科目	(精) 精神保健福祉の原理	精神	60
		(精) ソーシャルワークの理論と方法	精神	60
		(精) 精神医学と精神医療 ▲	精神	60
		(精) 現代の精神保健の課題と支援 ▲	精神	60
		(精) 精神保健福祉制度論	精神	30
		(精) 精神障害リハビリテーション論	精神	30
		(精) ソーシャルワーク演習 ※	精神	90
		(精) ソーシャルワーク実習指導 ※	精神	90
		(精) ソーシャルワーク実習 ※	精神	210
		小計		
	共通科目	(共) 医学概論	共通	30
		(共) 心理学と心理的支援	共通	30
		(共) 社会学と社会システム	共通	30
		(共) ソーシャルワークの基盤と専門職	共通	30
		(共) ソーシャルワークの理論と方法	共通	60
		(共) 社会福祉調査の基礎	共通	30
		(共) 社会福祉の原理と政策	共通	60
		(共) 社会保障	共通	60
		(共) 権利擁護を支える法制度	共通	30
		(共) 地域福祉と包括的支援体制	共通	60
(共) 障害者福祉	共通	30		
(共) 刑事司法と福祉	共通	30		
(共) ソーシャルワーク演習	共通	30		
小計			510	

※ 社会福祉士又は精神保健福祉士養成課程において子ども家庭福祉分野でのソーシャルワーク演習及び実習(児童相談所等)を履修した場合には、上乗せ課程を一部免除とすることも検討。  
 ▲ 精神保健福祉士養成課程において履修した場合には、上乗せ課程を免除とする。      △ 社会福祉士養成課程において履修した場合には、上乗せ課程を免除とする。

(参考)時間数について

- 仮に精神保健福祉士と同等の独立型の資格として設計した場合、子ども家庭福祉分野の専門科目はトータルで690時間となる。
- 前頁の子ども家庭福祉専門科目のイメージは、それと遜色ないものとなるよう、演習・実習を除いた専門科目(座学)を300時間程度確保したものとしている。(演習・実習については社会福祉士or精神保健福祉士専門科目で相当の時間数を履修していることを考慮し、200時間程度としている。)

< 上乗せ型の資格のイメージ(今回の案) >

子ども家庭福祉専門科目  
500時間程度

200時間程度

- ソーシャルワーク演習(専門)
- ソーシャルワーク実習指導
- ソーシャルワーク実習

300時間程度

- 母子保健と小児医療の基礎
- 児童発達心理
- 児童虐待ソーシャルワークと子どもの権利
- 社会的養護
- 学校とソーシャルワーク
- 教育の基礎的理解に関する科目
- 精神医学と精神医療
- 現代の精神保健の課題と支援

※下記の専門科目と一部重複があり得る

社会福祉士専門科目  
690時間

240時間

- ソーシャルワークの理論と方法(専門)
- ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)
- 福祉サービスの組織と経営
- 高齢者福祉
- 貧困に対する支援
- 保健医療と福祉
- 児童・家庭福祉

450時間

- ソーシャルワーク演習(専門)
- ソーシャルワーク実習指導
- ソーシャルワーク実習

精神保健福祉士専門科目  
690時間

300時間

- ソーシャルワークの理論と方法(専門)
- 精神医学と精神医療
- 現代の精神保健の課題と支援
- 精神保健福祉の原理
- 精神障害リハビリテーション論
- 精神保健福祉制度論

390時間

- ソーシャルワーク演習(専門)
- ソーシャルワーク実習指導
- ソーシャルワーク実習

共通科目 510時間

- 医学概論
- 心理学と心理的支援
- 社会学と社会システム
- 社会福祉の原理と政策
- 地域福祉と包括的支援体制
- 社会保障
- 障害者福祉
- 権利擁護を支える法制度
- 刑事司法と福祉
- 社会福祉調査の基礎
- ソーシャルワークの基盤と専門職
- ソーシャルワークの理論と方法
- ソーシャルワーク演習

仮に精神保健福祉士と同等の資格課程とした場合に見込まれる時間数と同程度を確保

< 独立型の資格のイメージ >

社会福祉士専門科目  
690時間

240時間

- ソーシャルワークの理論と方法(専門)
- ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)
- 福祉サービスの組織と経営
- 高齢者福祉
- 貧困に対する支援
- 保健医療と福祉
- 児童・家庭福祉

450時間

- ソーシャルワーク演習(専門)
- ソーシャルワーク実習指導
- ソーシャルワーク実習

精神保健福祉士専門科目  
690時間

300時間

- ソーシャルワークの理論と方法(専門)
- 精神医学と精神医療
- 現代の精神保健の課題と支援
- 精神保健福祉の原理
- 精神障害リハビリテーション論
- 精神保健福祉制度論

390時間

- ソーシャルワーク演習(専門)
- ソーシャルワーク実習指導
- ソーシャルワーク実習

子ども家庭福祉士  
(仮称)専門科目  
690時間

300時間

- 児童関係の専門科目
- ※左記の専門科目と一部重複があり得る

390時間

- 演習・実習(児童関係)

共通科目 510時間

- 医学概論
- 心理学と心理的支援
- 社会学と社会システム
- 社会福祉の原理と政策
- 地域福祉と包括的支援体制
- 社会保障
- 障害者福祉
- 権利擁護を支える法制度
- 刑事司法と福祉
- 社会福祉調査の基礎
- ソーシャルワークの基盤と専門職
- ソーシャルワークの理論と方法
- ソーシャルワーク演習

## 子ども家庭福祉指定研修のイメージ

- 下記は委員会での議論に資するために、子ども家庭福祉指定研修（P4の①～②ルートに対応）の現時点のおおまかなイメージとしてお示しするもの。  
※ 研修カリキュラムの詳細は施行までの間に有識者による検討委員会等を立ち上げて検討する流れを想定している。
- 研修カリキュラムの検討に当たっては、受講者の実務経験年数（P4の①ルートでは2年）を考慮しつつ、子ども家庭福祉専門科目との均衡を考慮したものとする必要があり、100時間程度確保するものとしてはどうか。
- 児童相談所や市町村の子ども家庭総合支援拠点の現任者をはじめ、子どもに関わる分野で働く方々が業務と両立しながら資格を取得できるようにすることが必要であり、オンライン授業やeラーニング、レポート審査などその方法は工夫するべきではないか。

職能団体等が実施する研修を想定

※子ども家庭福祉分野のソーシャルワークを行うことができるようになるためのカリキュラムを受講

学校とソーシャルワーク	70h程度	100h程度
教育の基礎的理解に関する科目		
母子保健と小児医療の基礎		
社会的養護の現状と課題		
子どもの貧困・格差		
家族理解と支援		
保護者理解と支援		
子どもの発達		
子ども虐待予防		
地域共生社会（虐待を発生させない地域づくり）		
子どもの権利擁護	30h程度	
非行対応		
子ども虐待対応		
行政権限の行使と司法手続き		
関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援		
社会的養護における自立支援		
児童相談所における方針決定の過程		
子どもの面接・家族面接に関する技術		
子ども家庭支援のためのケースマネジメント		

P4の子ども家庭福祉専門科目（500時間程度）から演習・実習指導・実習（合計200時間程度）を控除した時間数の1/3程度を確保

（注）  
 介護福祉士は、通常1850H（専門学校等で2年以上）のところ、実務経験3年あれば、450H（6ヶ月以上）と約1/4に短縮。  
 公認心理師は、大学院卒 又は大学+2年以上の実務経験を要するところ、5年間の経過措置として、5年以上の実務経験があれば30Hの講習を受講すれば可。

## 子ども家庭福祉に従事する人材の養成やキャリアアップについて

- 令和元年の児童福祉法改正法附則において、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方とともに、必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

### (研修の充実等)

- 子ども家庭福祉分野に関わる人材の資質の向上は喫緊の課題であり、研修・人材養成の充実が必要。研修等についてオンライン化を進めるほか、ソーシャルワークの能力を高めるため、事例を用いた演習を実施するなど、その内容を工夫することが必要であり、子どもの虹情報研修センターや西日本子ども研修センターあかしの研修、自治体が発行する研修、各施設で実施する研修において適切に実施していくべきではないか。  
また、令和4年度からスーパーバイザーの法定研修をスーパーバイザーとなる前に実施し、その能力を確認できる適切な修了要件を設け、よりその能力を客観的に担保した指導的役割をもつ人材を養成していくこととしているが、新たな資格を取得する者がスーパーバイザーとなる場合を含め、着実に実施していくべきではないか。
- 自治体によって児童虐待等への対応や手続に関するノウハウの蓄積度合いは異なるため、
  - ・ 児童相談所の指導的な立場の職員に対する事例検討を中心とした各ブロック単位での研修の実施や、
  - ・ 他の地方自治体の児童相談所へ職員を派遣して研修を行う取組等を着実に実施していくべきではないか。
- 子どもの福祉を確保するには、基礎自治体である市区町村職員の相談機関におけるソーシャルワークの能力を高めていく必要がある。市区町村の子ども家庭福祉の拠点に指導的役割を担う人材を配置するなど、市町村における児童虐待等に対応する職員の専門性向上を図ってはどうか。

### (キャリアパス等)

- 児童相談所や市区町村の職員は公務員であり、異動があるために専門性の積み上げが難しい側面はある。その中で、専門性を有する人材を確保するため、地方自治体の特性を踏まえつつ福祉専門職の採用を定着させ、その専門性をいかしていく人事システムを構築し、キャリアパスを明確にして専門性を高めていくべきではないか。そのために、国は、現在実施している調査研究を活用して実態を把握し、福祉専門職の採用促進やその育成の好事例を周知するなど、地方自治体の取組が促進されるような対策を講じるべきではないか。
- 児童養護施設や乳児院をはじめ他分野を含む民間の施設、児童家庭支援センター、フォスターリング機関、教育相談部門等との人事交流や実地研修などを進め、幅広い経験を積むとともに関係者のつながりを強化していくべきではないか。これらについて国は上述の好事例の周知の中で併せて示し、地方自治体の取組が促進されるような対策を講じるべきではないか。
- また、児童虐待対応件数の増加等や困難事例の増大に伴い、今後とも児童相談所等について体制の強化が必要ではないか。国はこれまで児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、児童福祉司を約5,000人体制とし、併せて市町村の体制強化を図るなど取組を行っているが、引き続き、国による支援が必要ではないか。